

「日本版TCN設置をはじめとするベンチャー振興に関する要望」**建議について****【問合先】**大阪商工会議所 経済産業部
(中野・坂本)

Tel：06－6944－6403

【概 要】

- 大阪商工会議所は、本日付で、「日本版TCN設置をはじめとするベンチャー振興に関する要望」を内閣総理大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関へ建議する。
この要望書は、本会議所ベンチャー振興委員会（委員長：上野至大 西日本電信電話㈱相談役）で取りまとめたもの。
- 本要望では、ベンチャー企業支援、とりわけ創業直前・直後のベンチャーを支援するには、自らリスクをとって個人の資金でベンチャー企業へ投資し、企業経営の指南役となるエンジェルの活用が不可欠であることから、米国のマサチューセッツ工科大学（MIT）が運営するエンジェルと起業家とのインターネットによるマッチングシステム「TCN」を日本にも導入し、各地での設置・運用を強く要望するものである。

【TCN設置を要望する背景とその内容】

- ベンチャー企業に対する支援制度は、近年かなり整ってきているものの、創業期のベンチャー企業については、潜在的な成長力を有しながらも知名度が劣ることもあり、資金・人材が不足し、販路開拓に苦慮している企業が大半を占めている。金融機関からの融資、ベンチャーキャピタルからの投資など資金調達の可能性も極めて小さく、とりわけ事業を成長軌道に乗せるまでの間、深刻な資金不足に直面している。
- 創業時のベンチャー企業に積極的な投資を行わないのは米国でも同様である。このため米国のマサチューセッツ工科大学では、創業時の大学発ベンチャー等がエンジェルからの資金を獲得できるよう、ベンチャー企業とエンジェルとをインターネットを活用してマッチングするTCN（Technology Capital Network）を設置している。
- 大商が、既存のエンジェルに対して行ったアンケート調査では、知人、友人の紹介によってベンチャー企業へ投資を行ったケースがほとんどで、公的機関等からのベンチャー企業紹介を求める声大きい。また、ベンチャー企業に対するアンケート調査でも、創業時の資金調達は、自己資金以外では親類、知人・友人に頼るケースがほとんどで、同様に公的機関等によるエンジェルとのマッチングを要望する声が高くなっ

ている。

- そこで、わが国においても、成長が期待される創業直後のベンチャー企業がエンジェルからの資金支援とともに経営指導を受けて、急速にステップアップすることが求められており、日本版TCNの設置を要望するものである。なお、本要望ではTCNの設置・運営者としてVEC（財団法人ベンチャーエンタープライズセンター）を提案している。
- 日本版TCNにおいて、直接ネット上のベンチャー企業の情報を閲覧し、個人の責任で投資できるのは、一定額以上の年収と金融資産を有する個人である「認定個人投資家」とする。他の個人投資家は、TCNで公開されたベンチャー企業に投資するベンチャーファンドを通じて投資する。

【その他の主な要望項目】

1 日本版TCNの円滑な実施・運営のための支援措置（本文3～4ページ）

- **TCNがベンチャーとエンジェルとのマッチングサイトとして十分機能するよう特別の措置を要望**
- 具体的には、
 - ①直接、間接に関わらずTCNで公開されたベンチャー企業への政府による積極的な投資の促進
 - ②TCNで公開されたベンチャー企業向けに組成されるファンドについては私募の人数制限から除外
 - ③ベンチャー企業への投資に対する税額控除
 - ④ベンチャー企業の法人課税（創業後5年間）免除
 - ⑤ベンチャー企業の経営幹部雇用にかかる補助金の供出
 - ⑥ベンチャー企業に対する商工会議所の直接投資制限の撤廃を要望している。

2 ベンチャー企業育成のための環境整備（本文4～6ページ）

- その他ベンチャー企業育成のための環境整備として税制の改正、補助金・助成金制度の改善、起業家育成教育の強化などを求めている。

以 上

日本版 T C N 設置をはじめとするベンチャー振興に関する要望

大 阪 商 工 会 議 所

わが国の経済は、長年の低迷を脱し、企業の業績回復や設備投資の増加等ようやく景気に盛り上がりが見え始めている。

こうした動きを力強い経済成長へとつなげていくためには、既存産業の一段の高付加価値化、ならびに社会を変革し次代を担う国際競争力のあるベンチャー企業の創出と成長が極めて重要である。

近年、ベンチャー企業に対する支援制度はかなり整ってきてはいるものの、ベンチャー企業の多くは潜在的な成長力を持ちながら資金、人材、知名度に劣るため、まだまだ成長軌道に乗ることが困難である。

かかる観点から、創業時のベンチャー企業の成長を支援するため、米国で高い実績をあげている日本版 T C N を各地に設置されたい。あわせて、ベンチャー企業の成長飛躍のため、下記の諸点に特段の配慮を払われ、環境整備を一層進められたい。

記

I . 日本版 T C N (Technology Capital Network) の設置、および認定個人投資家制度の創設

1. ベンチャー企業と個人投資家のネット上でのマッチングシステムの整備

新興株式市場が整備されるにともない、創業後短期間で株式公開を果たす企業がかつてないペースで輩出されてきている。こうした環境の変化が呼び水となって、ある程度事業活動が順調に動き始めたベンチャー企業に対しては、間接金融の他、ベンチャーキャピタル等を活用した直接金融による資金調達が進んできている。しかしながら、創業直前直後のベンチャー企業については、技術力やビジネスプランに優れていても、外部からの資金調達の可能性が極めて小さく、事業を成長軌道に乗せるまでの間、深刻な資金不足に直面しているケースが多い。

ついでに、創業時のベンチャー企業に対し、個人投資家（エンジェル）、ベンチャーキャピタル等がそのベンチャー企業の成長性を判断して投資する環境の整備が急がれる。現在これに似た投資環境としてはグリーンシートがあるが、公開企業のステージや参加する投資家のボリューム等の面で不十分である。リスクを取る自覚と投資余力があり、反社会的勢力とも無縁な個人投資家やベンチャーキャピタルの参加を広く得ることができる仕組みが新たに必要である。

米国では、マサチューセッツ工科大学（M I T）が、M I T の卒業生や教授のスピンオ

フなどMITと関連の深い有力なベンチャー企業がエンジェル（個人投資家）からの資金を呼び込めるよう、インターネットを活用し、ベンチャー企業の情報提供とベンチャーと投資家のマッチングを行うTCN（Technology Capital Network）を設置し、高い実績を上げている。これを参考に、以下のような仕組みによって日本版TCNを財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（VEC）に設置されたい。（※1）

＜仕組み＞

①インターネットへベンチャー企業情報の公開

資金調達を希望する創業期のベンチャー企業（シード段階・設立後3年以内程度）のビジネスプラン、企業情報をインターネット上に公開する。

ただし、TCNでのビジネスプラン公開にあたっては、別途都道府県ごとに設置する「サポート委員会（ベンチャーキャピタル＜以下「VC」＞、監査法人等で構成）」において、ビジネスプラン作成の指導を受けることを条件とする。



{認定個人投資家が投資する場合}

上記の米国のTCN同様、ある一定額以上の金融資産、年収を有する個人は、納税証明書の提出などの要件を満たすことによって、設立直前・直後のベンチャー企業に直接投資するリスクを負担可能な認定個人投資家と認めることとする。したがって、認定投資家は、以下のプロセスにより、日本版TCNにおいて投資を行うことができる。

②TCNに公開された企業に自己判断で直接投資する

認定個人投資家は、ネット上で公開された情報に関心を有する企業があれば、TCN運営事務局のマッチングを経て、その企業経営者と面談することが可能である。その後、ベンチャー企業、認定個人投資家が交渉を経て合意に達すれば、認定個人投資家はベンチャー企業に直接投資する。

{認定個人投資家以外の個人が投資する場合}

一般的に日本では、個人投資家の自己責任に対する意識が未成熟で、ベンチャー企業に対する目利き能力に劣ると言われている。したがって、すべての個人投資家がベンチャー企業へ直接投資する仕組みを導入するには、個人投資家の自己責任の原則を徹底することが必要である。したがって、リスクに耐えうると見られる富裕層の上記「認定個人投資家」以外は、当面ベンチャーキャピタル（VC）が組成するファンドへの投資を通じてベンチャー企業の資金調達を支援することを前提とする。

②TCNに公開された企業に投資するファンド情報をVCが公開

VCは、TCNに公開された企業に投資するため、個人投資家が小口資金を出資する専門のファンドを組成する。出資を募る際には、ファンドの目論見書をインターネット上に公開する。ファンドは、1口50万円～100万円程度の個人投資家向けのファンドを基本とする。



③ファンドがTCNに公開された企業に実際に投資

各ファンドを運営するVCは、ファンドを組成後、TCNに公開された企業の中から投資する企業を選択し、投資する。VCは、個人投資家の投資判断能力の向上を図るため、ファンドへ出資した個人投資家へ、投資に至った理由を開示する。

★資料1のチャート図参照

2. 日本版TCNの円滑な実施・運営のため、支援措置の一層の拡充

日本では、米国と比較してベンチャー支援のための環境整備が遅れており、TCNを設置しても、期待されるだけの十分な成果を出せない可能性がある。したがって、本TCNの実施・運営に際しては、以下の通り一層の支援措置を講じられたい。

①政府による有望ベンチャー企業への支援、直接・間接投資の実施

創業後10年間で雇用を伸ばしている企業では、創業時にビジネスプランを作成している、経営者が大学卒以上の高学歴者で大企業出身者である、経営者が前職で研究開発・経営企画・財務に携わっている、経営者に事業失敗の経験がある、外部株主の導入に積極的である、従業員の教育に力を入れている、等の共通点が見られる。(※2)

逆に言うと、創業直後に上記の特徴を有する企業は、今後の成長可能性が高いと考えられる。これらの企業に対して集中的に支援することにより、効率的に成長企業を生み出し、雇用拡大を達成することが期待できる。

そこで、TCNにビジネスプランを公開したベンチャー企業の中に、成長企業に見られる上記の共通点を有する企業があれば、そうしたベンチャー企業へのVCからの投資にあわせて、国が同額をベンチャー企業に出資、または補助金給付されたい。国から拠出された資金は、ベンチャー企業の取引先拡大、資金獲得、人材紹介などに活用する。(出資の方が、ベンチャー企業が株式を公開した際に、国もキャピタルゲインを得られること、施策の効果も客観的に判定できることから望ましい)

②ファンドの組成について私募の人数制限の適用除外

日本版TCNに投資する各VCが組成するファンドについては、1口50万円～100万円程度とし、小口の個人投資家からの投資を対象にしており、幅広く多くの個人投資家からの未公開株投資を呼び込む役割が期待される。ついては、TCNで紹介されるベンチャー企業に限定して投資するファンドについては、不特定多数の個人投資家に出資募集を呼びかける行為について、私募の人数制限の対象外とされたい。

③ベンチャー企業支援税制の創設

TCNで紹介されるベンチャー企業の資金調達円滑化のため、法人または個人が、直接ベンチャー企業に、あるいはTCNで紹介されるベンチャー企業向けにVCが組成するファンドへ投資した場合、その投資額の一定割合を税額控除できるよう認められたい。

④起業・ベンチャー振興税制の創設

創業直後のベンチャー企業は、赤字であることが多い。そのため、TCNで紹介されるベンチャー企業については、創業後5年間は法人課税を免除し、この間の欠損金は無期限の繰越を認められたい。

⑤ベンチャー企業 経営幹部の試用期間制度の創設と人件費補助制度の創設について

TCNで紹介されるベンチャー企業が、外部から経営幹部候補を招聘する際には、その候補者の適格性を見極める期間が必要であり、このためベンチャー経営幹部試用期間制度を創設されたい。については、ベンチャー企業の弱い財務力を考慮し、最長6ヵ月間、試用期間中の経営幹部の人件費の一部として100万円を上限とし、補助するものとされたい。なお、試用期間後、経営幹部に就任しなかった場合のみ、ベンチャー企業は補助金を割賦にて国庫に返済するものとされたい。

⑥商工会議所の投資制限の撤廃

商工会議所が実施するベンチャー企業育成・支援事業をより強固にし、地域経済の振興を促進するため、TCNで紹介されるベンチャー企業で、商工会議所が将来有望と判断する地域のベンチャー企業に対し、直接投資を行えるよう、投資制限を撤廃されたい。

※1. VECが運営する「ドリームゲート近畿」では、本年12月に起業家とメンター（いわゆるエンジェル）との公開マッチングプログラム「ドリゲスター誕生 in 近畿」を実施する準備を進めている。同事業とネット上でのマッチングを行うTCNとの連携によって高い相乗効果を上げることが期待されることから、VECが双方の事業を一体となって運営することを要望するものである。

※2. 神戸大学大学院 経営学研究科 忽那憲治助教授が実施した調査「雇用創出と成長中小企業」。大阪市内で創業後10年を経過した企業を対象。

II. ベンチャー企業育成のための環境整備

1. 税制の改正

①エンジェル支援税制の拡充

個人投資家によるベンチャー企業への投資を促すため、当該株式の売買で譲渡損失が生じた場合に、給与など他の所得との損益通算を認められたい。また、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長するとともに、譲渡益をベンチャー企業に再投資した場合、課税の繰延べを認められたい。

また、流通・サービスなど非研究開発型ベンチャーや、ざん新たなビジネスモデル型ベンチャーへの投資を進めるため、エンジェル税制の適用対象となる特定中小会社の条件から、売上高に対する試験研究費等の割合を定めた条件を撤廃されたい。また、大企業からのスピノフ・ベンチャー促進のため、大規模会社の子会社も特定中小会社の対象と認められたい。

②ストック・オプション税制の拡充

平成13年度商法改正においてストック・オプションの付与対象者の制限、権利行使期間の制限が撤廃されている。このことから、課税繰延べが認められている税制適格者の要件についても、商法の規定同様に撤廃されたい。また、課税時期については、権利行使時ではなく、売却損益が実際に発生した時点に改められたい。

2. 補助金・助成金制度の改善

①補助金の前払支給・事後精算制度の実施

補助金・助成金・委託費のほとんどは、実際に当該資金を得られるのは事業実施後である。財政基盤の脆弱なベンチャー企業にとっては、必要な資金を事前に準備することが極めて困難で、制度の活用を希望しながらも実際には不可能なケースも多い。補助金の有効な活用を図る意味でも、事業実施前に補助金を支給し、事後に精算を行うなどの方式に改められたい。

②支給事務手続の簡素化

申請、事後報告等の事務手続が煩雑であり、人材の乏しいベンチャー企業にとって過度の事務負担を強いる結果となっている。できうる限り事務手続の簡素化に努められたい。

③各種補助金・助成金制度の整理と情報窓口の一本化

同種の補助金や助成制度を管轄する省庁、関係機関、地方自治体等が複数にわたっているため、ベンチャー企業が自社に有効な制度を見出すのは極めて難しいものとなっている。関係当局・機関の枠を超えて、類似の制度については一本化を図るなど簡素化に努められるとともに、ベンチャー関連の補助、助成制度が容易に検索できるホームページの開設や案内パンフレットの作成、配布に努められたい。

3. その他環境整備

①中小企業の特許取得にかかる負担軽減措置の創設・拡充

中小・ベンチャー企業の国内・海外特許の取得を促進するため、多額に上る外国への特許出願費用の補助制度を創設されたい。また、中小企業を対象とした国内特許取得にかかる負担軽減措置を創設されたい。

また、中小・ベンチャー企業の国内・海外特許の取得を促進するため、特許取得費用のうち、弁理士費用にかかる補助制度を創設されたい。

②知的財産の流通促進に資する税制の創設

知的財産の流通促進のため、知的財産を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、知的財産の取得費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。

③国立大学法人による大学発ベンチャーへの投資制度の創設

日本経済の活性化に大きな役割が期待されている大学発ベンチャー企業の創出・育成を図るため、国立大学法人が自大学から創業した大学発ベンチャー企業に直接投資可能な制度を創設されたい。

④国立大学法人による寄附金運用の承認

研究等の目的で民間から寄附金を受けた国立大学法人が、より充実した研究活動を行うための資金調達手段として、国立大学法人単独による寄附金運用を承認されたい。

⑤「オール大阪ベンチャー支援ファンド」(仮称)の創設

ベンチャー企業の早期育成には、潤沢な資金提供が不可欠である。その供給源を確保するため、ベンチャー支援に関心を持つ個人・企業、ならびに行政からの出資による「オール大阪ベンチャー支援ファンド」(仮称)を創設されたい。なお、ファンドの運営は民間が行い、個人および企業のファンドへの出資は、損金算入できる制度を創設されたい。

⑥起業家育成教育の強化

各種の調査から、欧米と比較し日本の青少年の起業意識は非常に低いと言われている。その背景には様々な理由が指摘されているが、日本の教育機関では起業意識を高めるための取り組みがほとんどなされていないこともその一因である。高校生、大学生に対し、起業することの意義、重要性、社会に与える影響力等を意識させるための教育が必須であり、関係省庁においてはそのための必要な措置を早急に講じられたい。

また同時に、大企業からのスピンオフ、スピンアウト・ベンチャーを創出するため、大企業社員を対象に、優秀な起業家予備軍を発掘、育成する人材教育制度の充実にも一層力を入れられたい。

以 上

●日本版TCN制度の事業スキーム

